

障害福祉サービス等事業者 代表者 様

豊橋市長 浅井 由崇

令和 6 年度 障害福祉サービス等事業所の指定に係る  
総量規制の例外的な取扱いの変更について

令和 5 年 10 月 1 日指定分から実施している「生活介護」「就労継続支援 A 型」「就労継続支援 B 型」「児童発達支援」「放課後等デイサービス」の指定に係る総量規制の例外的な取扱いについて、令和 6 年 7 月 1 日指定分から下記のとおり変更しますので、ご了承ください。

記

1 令和 6 年 7 月 1 日以降の指定分に係る総量規制の例外的な取扱い

強度行動障害児、重症心身障害児、医療的ケア児を対象とする児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所(下表の下線部分)を総量規制の例外的な取扱いとして新たに追加しました。

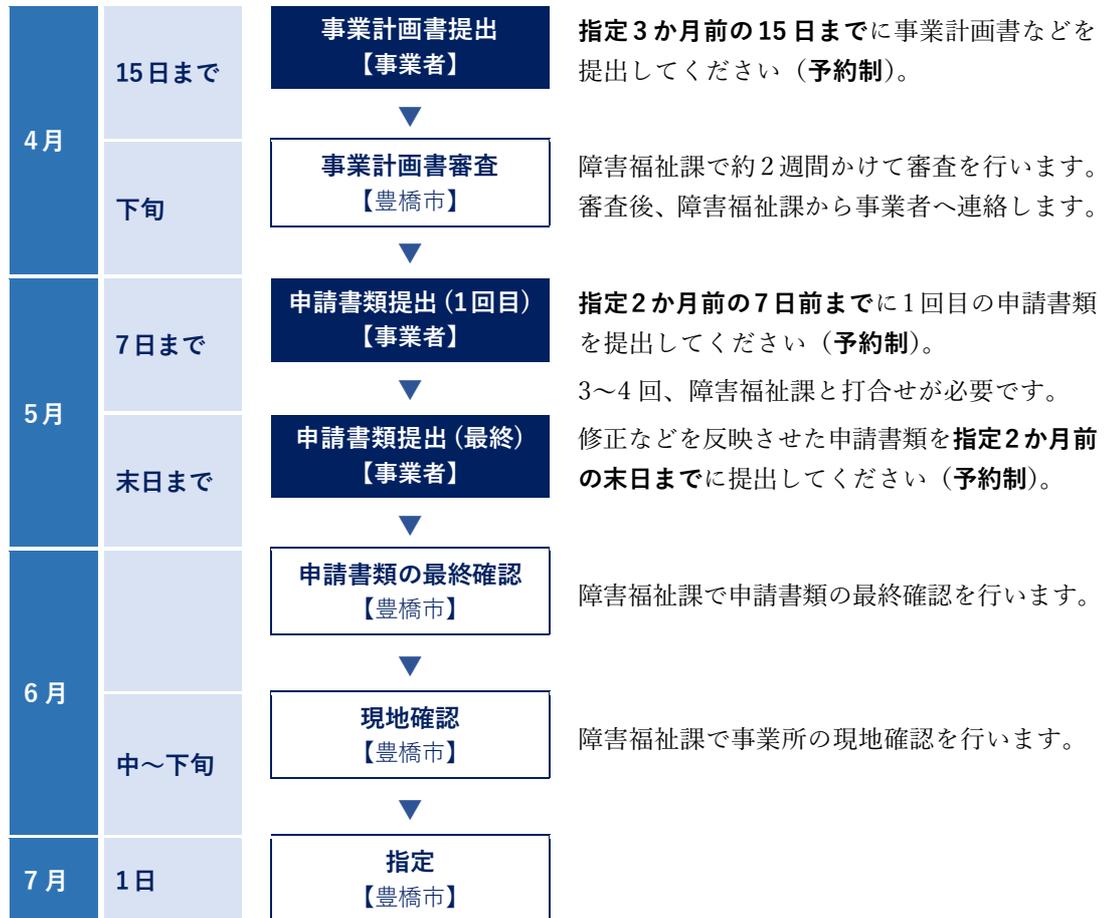
変更後（令和 6 年 7 月 1 日以降の指定分）	変更前（令和 6 年 6 月 1 日以前の指定分）
①強度行動障害者 <u>（児）</u> を対象とする生活介護事業所、 <u>児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所</u> を設置する場合	①強度行動障害者を対象とする生活介護事業所を設置する場合
②重症心身障害者 <u>（児）</u> を対象とする生活介護事業所、 <u>児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所</u> を設置する場合	②重症心身障害者を対象とする生活介護事業所を設置する場合
③医療的ケア児 <u>（者）</u> を対象とする生活介護事業所、 <u>児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所</u> を設置する場合	③医療的ケアを必要とする者を対象とする生活介護事業所を設置する場合
④児童発達支援センターを設置する場合	④児童発達支援センターを設置する場合

2 例外的な取扱いを適用して指定を受けようとする場合

指定希望日の 3 か月前の 15 日（閉庁日の場合は直前の開庁日）までに、障害福祉課へ事前に連絡（予約）のうえ、別添の「総量規制の例外的な取扱いの適用に係る事業計画書」を提出してください。審査の結果、障害福祉課が承認すれば指定申請書を受付します。

## 例外的な取扱いを適用して指定を受ける場合のスケジュール

(例／7月1日付けで指定を受ける場合 ※締切日が閉庁日の場合は直前の開庁日が締切日)



※事業計画書などの提出にあたっては、「総量規制の例外的な取扱いの適用に係る事業計画書」に記載の必要な人員配置体制などを事前に確認してください

※例外的な取扱いを適用して指定を受けた事業者については、実地指導などにおいて利用者の受入状況などを確認する場合があります

### 問合せ先

障害福祉課 管理・指定グループ  
(電話 0532-51-2340)